



石巻市
追波川運動公園

にて

topics

- ・ごあいさつ
- ・被災者支援活動の実践
- ・認定NPO法人に向けて
- ・ご寄付のお願い
- ・メンタルサポーターの皆様へ

ごあいさつ

特定非営利活動法人 埼玉カウンセリングセンター 代表理事 高倉恵子

昨年度は、東日本大震災被災者支援活動を通じて、多くの方々との出会いがありました。この輪を大事にし、さらに支え合いの場となることを願って、しばらくお休みをいただいていた『事務局つうしん』を、『ニュースレター』として、発行いたしました。

今回の大震災がもたらした悲しみと無常観は、未曾有のものであり、どのような励ましにも無力さを感じてしまいます。震災後2回目の桜を、被災された方々は、どのような思いでご覧になっている

でしょうか。少しでも色を感じていただけたら、と祈るばかりです。

いのちのはかなさと人の絆のありがたさを、多くの方が感じています。日々生きていることへ、感謝できる気持ちを持てるようになることを、少しでもお手伝いできればと、今日も「自分にできることはなんだろう」と考えています。

『ニュースレター』は、年2回発行の予定です。どうぞ皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

被災者支援活動の実践

東日本大震災に直面し、多くのNPO団体が新しい活動に取り組んだ年であったと思います。

当センターも、平成20年度から進めておりました「災害危機時のこころのケア活動」の実践として、さいたまスーパーアリーナでのこころのケア活動と、赤い羽根『災害ボランティア・NPO活動サポート募金』助成金事業として、宮城県石巻市内仮設住宅での『移動コミュニティカフェ』（足湯とカフェ）を行いました。さいたまスーパーアリーナでの活動には、のべ514名の方にご利用いただきました。また、『移動コミュニティカフェ』は、3回の活動で

のべ214名の方にご利用いただきました。（社）佐久学舎「佐久こまば学園」さまには手作りの特製クッキーを毎回届けていただき、大変感謝しております。現地では、石巻市立病院・雄勝病院との協働など、地元の支援団体との交流も活発に行われ、支援の輪が広がりました。

この記録の詳細は、ホームページにてご紹介しておりますので、どうぞご覧ください。

仮設住宅を戸別訪問して声掛けを行ったり、集会所を利用して足湯カフェを行う活動は、今年度も月に4日間の予定で3か所（計600戸）で実施いたします。

特定非営利活動法人

埼玉カウンセリングセンター

TEL 330-0854

埼玉県さいたま市大宮区

桜木町4-780-7

TEL&FAX 048-650-6514

E-mail mail@npo-scc.jp

URL http://npo-scc.jp

発行者 SCC事務局



足湯のようす
(石巻市仮設追波川多目的団地)



石巻の生き物たち

認定NPO法人に向けて

今回、訪問してカウンセリングを行う活動が県外まで広がったことにより、当団体がJCN（※1）の広域避難者支援団体として認められるようになりました。

そして、認定NPO法人化に期待がかかっています。東日本大震災の被災者支援活動は、これからますますこのころのケアが求められるようになっていきます。被災された方々と、支援を続ける現地の方たちとのつながりを大切にしながら、心に寄り添うことをテーマに活動を続けて参りたいと思います。

※1 JCN（東日本大震災支援全国ネットワーク）

東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）は、東日本大震災における被災者支援活動の携わるNPO、NGO、企業、財団、社団、協議会、機構、プロジェクト、ボランティア・グループ等、セクターを超えた全国規模の民間団体による災害支援のためのネットワーク組織。

ご寄附のお願い

認定NPOになるためには、団体の活動における公共性が求められます。その判断材料になるのが、寄附者の人数または収入の割合です。当団体にとっては難しい要件（※2）であると、認定NPO法人化は視野に入れておりませんでした。が、県外での継続的活動を実施している現在、やはり多くの方々のご理解をいただけるよう、努力すべきだと考えるようになりました。

被災地での出会いも含め、いろいろなご縁に支えられて、私たちの今日があります。どうぞこれからも、ご無理のない範囲でご支援をいただければ幸甚でございます。

※2 認定NPO法人

1) 認定NPO法人になるための要件とは

パブリックサポートテスト(PST)①か②のいずれかを満たしていること。

①相対値基準: 総収入金額に占める寄附金収入の割合が20%以上である。

②絶対値基準: 3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である。

2) 認定NPO法人になるメリットは？

- ・個人が寄附した場合、寄附金控除がうけられます。
- ・法人が寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます。
- ・相続等により取得した財産を寄附した場合、課税対象から除外されます。



移動コミュニティカフェ第2班
(2011. 10. 20～10. 24)

メンタルサポーターのみなさまへ

メンタルサポーターの方の中には、東日本大震災支援で被災された方々に対して、お近くに転居されてきた方への支援に参加されている方も多くいらっしゃるかと存じます。県外支援に参加をお考えの方は、当センターまでお問い合わせください。

今後、当センターでは被災地支援を下記内容で継続的に実施していく予定です。

- ・石巻市仮設追波川多目的団地集会所（103戸）…（第2）金曜日
- ・石巻市仮設追波川河川団地集会所（91戸）…（第2）土曜日
- ・石巻市仮設大森第3団地集会所（184戸）…（第2）木曜日

* 第2を基準に、3か所が連続するよう、月によっては第1または第3になる場合があります。